

論題	阿部家旧蔵「別段風説書」について—ペリー来航前夜の世界情勢—
著者	嶋村元宏
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第21号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1995年(平成7年)3月
判型	JIS-B5(182mm × 257mm)

〈史料紹介〉

## 阿部家旧蔵「別段風説書」について

——ペリー来航前夜の世界情勢——

嶋村 元 宏

### はじめに

江戸幕府は、鎖国政策を採用してからも海外情報の入手に努め、通商関係にあり、毎年長崎に来航する中国船とオランダ船から海外情報に関する書類を提出させた。その書類は、長崎でただちに翻訳され、密封後江戸に直送される、いわば重要機密書類であった。中国からのものを「唐風説書」、オランダからのものを「阿蘭陀（和蘭）風説書」と呼んだ。また、オランダからの「別段風説書」は、中国とイギリスとの間で始まったアヘン戦争を契機として、これまでの阿蘭陀風説書とは別に提出されるようになったものである。

これまでに別段風説書に関する調査・研究は、法政蘭学研究会によって行われ、その一部が安岡昭男氏によって報告されている。ここでは、別段風説書が提出されるにいたった過程、伝存・刊行状況、翻訳と情報源、回達状況、各年度の特徴および記事内容などが述べられている。<sup>(1)</sup> また、嘉永五年の別段風説書だけに限っては、金井圓氏によって、オランダ語原文・長崎での訳文（崎訳）・江戸の天文

方による訳文（司天台訳）が比較検討されている。<sup>(2)</sup>

一方、別段風説書を利用した従来の研究では、ペリー来航予告が記されていた嘉永五年の別段風説書が注目されている。<sup>(3)</sup> しかし、ペリー来航予告情報はあくまで別段風説書中の一部にしかすぎない。それにも関わらず、嘉永五年のそれ以外の部分あるいは嘉永五年以外の別段風説書については、世界情勢が記されているものと説明され、安岡報告で概略が取り上げられたほか、ほとんどペリー来航予告以外の内容について重視されてこなかったように思われる。

神奈川県立博物館では、嘉永三年・同四年・同五年および安政五年の四年分の別段風説書を所蔵している。これらの別段風説書は、天保の改革の挫折により失脚した水野忠邦に代って首席老中となった阿部正弘が所持し、阿部家に残っていたものである。このうち、嘉永三・五年の別段風説書は司天台訳であり、安岡昭男氏らの調査によれば、これらの年の司天台訳による「別段風説書」は、この阿部家旧蔵のものしか所在が確認されていない。<sup>(4)</sup> すでに金井氏が嘉永五年分について詳細に紹介しているが、本稿では、阿部家旧蔵の別段風説書の内、ペリー来航直前の連続した嘉永三・四・五年分を紹介するとともに、そこからイメージされる世界像を一瞥してみたい。

なお、別段風説書はさまざまな情報をもっている。しかし、ここではすべての記載内容について言及することはせず、とりあえず私人の関心にしたがって、ヨーロッパ各国の政治・国際情勢、東アジア海域における海軍勢力、技術革新を中心にみてくことにしたい。

もちろん私個人の関心による読み方が絶対的なものであるという訳ではなく、また読者各自の関心による読み方を否定するものでもない。

## 一 政治・国際情勢

ここでは、各国の政治と国家間の情勢についてみてみたい。

まず、情報を提供しているオランダ本国およびオランダ領植民地は、おおむね「静謐」であった。もちろん、紛争状態がまったく無かったというわけではなく、植民地付近の「バリー」や騒乱が発生した「パレムバングセ」・「スマトラ」へ出兵している。しかし、それらの騒乱は長期化することなく、すぐに平静さを取り戻し、オランダによる政治的支配が順調であることを示唆している。<sup>(5)</sup> また、オランダ政庁がおかれていたジャワで、米の不作が原因となって飢饉が発生しそうであったのを防止したことも記されており、植民地統治が良好であることを印象づけている。<sup>(6)</sup>

一方、オランダ以外のヨーロッパ諸国については、別段風説書が風説書からの延長線上に位置付けられることもあり、常にイスパニア・ポルトガルに関する記事が掲載されていた。イスパニア関係でいえば、植民地としていたフィリピン情勢が大半を占めている。<sup>(7)</sup> ポルトガルについては、一八四九年に植民地化したマカオに関する記事が目立つ。<sup>(8)</sup> しかし、この両国はすでに十六世紀に日本に到達した

当時の勢いはなく、国際政治の舞台でも重要な位置を占めてはいなかったのに対し、この当時世界をリードしていたイギリスについては、アヘン戦争を引き起こした当事者ということもあり、毎年多くの情報が伝えられている。

嘉永三年分には、広東においてイギリス人が不自由な扱いを受けており、条約にもとづき、北京へ使節を派遣する用意があることがみえる。また、イギリスが植民地として統治していた喜望峯に関する記事も毎年のようにある。しかし、それは常に問題をもった地域として記されており、原住民である「カッフルス」人がイギリスの植民地統治に抵抗して一揆を起こし、イギリスが軍隊を派遣し鎮圧にあたっていることが二年続けて記されている。<sup>(9)</sup>

そのほかのヨーロッパ諸国もイギリス同様、「争闘」状態であることが記されている。フランスでは、政情が不安定な様子<sup>(10)</sup> やアフリカのカベイルンやモロッコへ侵略したことなどがみえる。<sup>(11)</sup> また、オーストリアもつねに戦争をしている国として記事中に登場する。前年に休戦条約を締結していたサルチニアと一八四九年三月戦争を再開し、二年にわたって戦争を続け、その後和睦したことがとりあげられている。<sup>(12)</sup> ドイツ、ロシア、イタリア、トルコ、エジプトなど別段風説書に登場する国々は、確執が起こった状態か戦争状態であり、戦争終結を伝える記事もみられる。

ヨーロッパ情勢全般を各年度の別段風説書からみると、嘉永三年分では、「一欧羅巴」の騒動未だ静まり不申候<sup>(13)</sup>、嘉永四年分では、

「一歐邏巴州中兎角に騒動可有之候得とも阿蘭陀国に限り至て静謐

安全に御座候<sup>(14)</sup>」とある（嘉永五年分には、これに類した記述はない）。

嘉永四年分で見みじくも述べている通り、「争闘」状態が続くヨーロッパの中にあつて、オランダだけが「静謐」を唯一保っていたということをも、別段風説書では強調されているのである。

しかし、別段風説書を読む者がすべて、オランダが伝えるこのような情報を完全に信用したわけではなかったようである。嘉永四年分のヨーロッパ情勢が記された箇条に対して、朱書で「年々風説書毎ニ和蘭國ニ限り静謐と称ス、信シ難シ」と疑問をあらわにしている<sup>(15)</sup>。確かに、ヨーロッパ各国が紛争を抱えているにも関わらず、オランダ一カ国だけが静謐を保っているというのも不思議ではあり、疑念を生ずるのも当然である。だが、オランダからの情報を疑問視しながらもそれを証明する別の手段を持たない幕府は、その情報を完全に否定することができない。海外情報、特にヨーロッパ情勢については、唐風説書では把握しづらい。それ以外の手段としては、外国人漂着民や帰国した漂流民も考えられるが、当然定期的な情報とはいえず、彼らがあつた情報の信憑性にしても問題がある。したがつて、「オランダ」という限定されたチャンネルを通して得られる情報から、海外の情勢を探るしかなかったのである。

## 二 海軍勢力

ここでは、幕府に対して直接的危機感を与える海軍勢力についてみておこう。海軍勢力に関する記述が初めてみえるのは、嘉永元年分からであった<sup>(16)</sup>。海軍勢力に関する情報は、原則として軍艦名・船種・砲門数・艦長名からなるが、砲門数を欠く場合もある。

まず嘉永三年分からみてみたい。イギリスの東インド・シナ海に配備されていた総軍艦数は、十五艘であった。この内、二艘について蒸気船との但書きがついている。また、総砲門数は、一艘分虫損のため判読不能であるが、それ以外を合計すると三一二門が数えられる<sup>(17)</sup>。また、この年にはアメリカとオランダの海軍勢力についての記述もみられる。アメリカは二艘で総砲門数は二二門、オランダは一艘で総砲門数は五四門であった<sup>(18)</sup>。

嘉永四年分には、イギリス、イスパニア、オランダに関する記述がある。イギリスは、前年より三艘減つて十二艘で、総砲門数は二〇四門であった。十二艘には、砲門数の記載のない「養生船」と「兵糧船」が各一艘ずつ含まれている<sup>(19)</sup>。イスパニアについては、「一イスパニヤ海軍、此地備立の儀巨細に書載いたしかたく候」とあるだけで、具体的数字をあげているわけではない<sup>(20)</sup>。その一方、オランダは前年より大幅な増加がみられ、二九艘を数える。しかし、砲門数に関してはどの軍艦についても記載がなく不明である<sup>(21)</sup>。

最後に嘉永五年分である。この年の司天台訳は、これまでの別段

風説書とは体裁が異っており、イギリスについては個々の軍艦名をあげるのではなく、船種毎の合計船数が記載されていた。それによれば、海軍保有の軍艦数は十一艘で、それとは別に東インド会社所有のものが四十艘となっている。合計五一艘のイギリス保有艦のうち特に蒸気船は、海軍の保有になるものが四艘で、東インド会社所有のものが大小合わせて三一艘であった。そして、それらに搭載されていた総砲門数は四二一門である。<sup>(22)</sup> また、オランダ保有艦数は、三十艘であるが、前年同様砲門数の記載はない。<sup>(23)</sup> さらに、イスパニアについても前年同様不明であった。<sup>(24)</sup>

これからわかるように、イギリスの海軍力は圧倒的な規模を誇っていた。しかし、その勢力に対抗するかのようには、オランダの軍艦数が増加しているのが目を引く。これらの記載について、どこまで信頼できるかは別として、日本周辺海域におけるイギリスの脅威に対して立向うオランダというイメージを描くことが可能であろう。

### 三 技術革新と交通・通信革命

技術革新と交通・通信の発展に関する記述は、嘉永四・五年分にある。

嘉永四年分では、パナマ地峡に鉄道を敷設する件が報じられている。<sup>(25)</sup> また翌五年分では、スエズ地峡に鉄道を敷設する件で、エジプト王とトルコ帝の間で確執が起こったという。<sup>(26)</sup> また鉄道以外では、

イギリス・フランス間のドーバー海峡海底に電信が敷設されたこともみえる。これらの通信・交通の発展によって、世界が狭くなりつつあることを理解できる。

### むすび —— 文字情報からビジュアル情報へ ——

これまでみてきたように、ペリー来航直前三年分の別段風説書には、さまざまな情報が盛り込まれていた。まず第一には、そこに描かれたヨーロッパ世界では絶え間なく「争闘」状態が続いており、その中であってオランダだけが良好な統治をおこなっていることを印象づけていた。また、東アジア地域については、膨脹するイギリスの脅威に対して対抗するオランダの姿もイメージされうるものであった。

この三年分の別段風説書においても、イギリスで制定された航海条約によって貿易が伸長したことや、イギリス商人が日本と貿易を開始する要望書を政府に提出したことなどがみられ、自由貿易が世界の潮流となっていることを感じさせる。また、ペリー来航を予告する箇条の直前にもアメリカの貿易が拡大しつつあることが記されている。<sup>(29)</sup> そのため、ペリー来航後諸外国の要求である貿易を開始するか否かが開国の要件として重くみられるようになる。しかし、ロナルド・トビが日本の「鎖国」を、ヨーロッパや中国の脅威に対してとった幕府の安全保障策と規定したことを踏まえて、別段

風説書が伝える世界情勢を考慮すると、開国か否かを決定する要件を貿易の可否だけに見るべきではなからう。「鎖国」することによって海外の紛争の影響を受けない立場に在った日本に対する開国のは非は、「争闘」状態にあるヨーロッパおよび東アジア世界との再び密接な関係をもつか否かを問うものであったといえまいか。

まがりなりにも、「鎖国」下において国際的に日本は平和であった。そのような状態の日本にとって、「争闘」状態にある世界と関係をもつ積極的根拠は乏しい。しかし、開国を迫る列強を押さえるだけの軍事力も持ち合わせていない。まさにこのような状況は、幕府にとって「外患」であった。だが、外の世界はそのような悪いイメージだけでなく、魅力的な側面ももっていることを別段風説書は伝えている。それが新技術の発明であり実用化である。このように、幕末期の日本が直面した世界は、善悪両面をもった世界であった。

ところで、ここで紹介してきた別段風説書は、文字だけが記されており、そこで触れられた事件・事物などを表すような絵図類は含まれていない。別段風説書は、全くの文字情報であった。しかし、ここに記された一部の事物は数年後に日本人の直接目に触れるものとなる。まず、ペリー艦隊に含まれていたサスケハナ号とミシシッピ号の二艘の軍艦が、当時の西洋技術の最先端をいく蒸気船であった。また、嘉永七年、ペリー二度目の来航のときに將軍と幕府高官に対して持参した献上品の中に、別段風説書に記されていたものが含まれている。ドーバー海峡の海底に敷設された電信は、電信機と

して将来され、実際に操作実験が行われた。また、鉄道についても蒸気車模型が試運転されている。さらに、アメリカ—メキシコ戦争の状況を描いた絵画も十二枚贈られた。これは、一八四六年の出来事であり、今回紹介した別段風説書にはみられないが、これ以前の別段風説書で伝えられており、アメリカの軍事的威圧を感じると共に、別段風説書に記された他の軍事紛争を想起させたと思われる。

さて、蒸気船やペリーの献上品の品々は、まず幕府などの絵師によって描かれた。そしてそれらは筆写され、黒船来航絵巻などとして流布し、現在まで伝わっている。また、庶民層にもそれらのものは知れわたった。ペリー来航後に刷られた瓦版は、想像して作成されたものも含まれるが、蒸気船や献上品である電信機模型あるいは蒸気車が描かれている<sup>31</sup>。

別段風説書という文字情報によって先に知られていた事物について、ペリーがビジュアル的なものを見せたことにより、結果的に信憑性を高ることになったのではあるまいか。そして、それらの情報は一部の人間によって独占されず、絵巻あるいは瓦版というメディアを通して幅広い階層までいきわたりはじめたのである。

ペリーが別段風説書に記された発明品などを献上品としたのが偶然であったのか、意図的なものであったのかは別の機会に考えてみたい。

註

- (1) 安岡昭男「和蘭別段風説書とその内容」(『法政大学文学部紀要』第一六号)。
- (2) 金井圓「嘉永五(一八五二)年の和蘭別段風説書について」(『日蘭学会会誌』第一三卷二号 通巻二六号)。
- (3) たとえば、岩下哲典氏は、オランダが意図的にペリー来航予告情報に関連させるべくアメリカのキューバ占領計画を挿入したことを指摘している(「ペリー来航予告情報の伝達と幕府の対応」『史友』第二一号、一九頁)。また、片桐一男氏は、やはり嘉永五年の別段風説書を素材にして、世界情勢のうちでも騒乱や確執、新技術の発明などの事件を、オランダが意図的に記載したと、報告している(「幕末の海外情報」『年報・近代日本研究』12 近代日本と情報』山川出版社、一九九〇年、九頁)。
- (4) 前註(1) 安岡前掲論文、付表。
- (5) 『嘉永三年 別段風説書』第四・七条(以下、嘉永三年—4・7 のように年度と箇条数で表す)、嘉永五年—7・8。
- (6) 嘉永三年—5。
- (7) 嘉永四年—34・35。
- (8) 嘉永三年—16。
- (9) 嘉永四年—80、嘉永五年—19。
- (10) 嘉永三年—22・23・24。
- (11) 嘉永五年—23・24。
- (12) 嘉永三年—29、嘉永四年—102・103、嘉永五年—28。
- (13) 嘉永三年—21。
- (14) 嘉永四年—5。
- (15) 前註(10)、嘉永四年—5。
- なお、本稿で取り上げた別段風説書には、崎沢と司天台訳と比較して、異同がある場合頭注を付している。これは、いずれも本文と同じ筆跡であり、写本作成者によるものと推測される(参照、金井前掲論文、五八頁)。
- (16) 安岡前掲論文、一二〇頁。
- (17) 嘉永三年—12。
- (18) 嘉永三年—13・14。
- (19) 嘉永四年—38。
- (20) 嘉永四年—39。
- (21) 嘉永四年—40。
- (22) 嘉永五年—36。
- (23) 嘉永五年—37。
- (24) 嘉永五年—38。
- (25) 嘉永四年—120・121。
- (26) 嘉永五年—29。
- (27) 嘉永五年—18。
- (28) 嘉永三年—25・26。
- (29) 嘉永五年—33。





合ふべきとの沙汰仕候

去五月廿八日「當戌年四月十七日」までの風説には、英吉利の大  
総督兼香港奉行「ボンナム」「人名」は、上海へ向け出立仕候趣  
ニ御座候

此総督は数多の従官を召連申候

「ストーム、スクルーフ、スクーザル」「蒸気船の一種」「レイナ  
ルド」「船号」は右総督を待受けの為に、先立て已に「ピイシー  
リ」「地名」の海灣へ相越申候

右の旅行ハ兼て北京への使をもなす趣意の由も相聞□□□

—<sup>12</sup> 同し告文に拠れば東印度及び支那海に在る英吉利海軍の船数、左  
の通に御座候

アルバトロス「名号」「ブリッキ船 大砲十二門を備ふ

「ハルキユハル」「人名」支配

「アルリガトル」「同上」醫養船 廿六門

「バンキール」「人名」支配

「アマソン」「名号」 二十六門

「トロンブリドゲ」支配

「アラブ」「名号」「ブリッキ船 十二門

「モルリス」「人名」支配

「コンブリアン」「名号」「フレガット船 三十六門

「プロイムリドゲ」□「人名」支配

「クレオパトラ」「名号」 二十六門

「マルシー」「人名」支配

「フュレイ」「名号」蒸気船「フレガット」 六門

「ウイロロキス」支配

「ホルチングス」「名号」リニー船 七十二門

「アウスチン」支配

「マリ子ル」「名号」「ブリッキ船 十六門

□□□□「名号」支配

「メデア」「名号」蒸気船 □□□□

「ロッキール」支配

「ミンデン」「名号」 二十門

「ミトセル」支配

「ピロット」「名号」「ブリッキ船 十六門

「インセ」支配

「レ井ナルド」「名号」「ストームスクルーフスクーザル」

十一門

「カラエホルト」支配

「ロヤリスト」「名号」「コルヘット船 十一門

「バーテ」支配

「セルペント」「名号」「ブリッキ船 十二門

「バルケル」支配

—<sup>13</sup> 亜墨利加の海軍船は、「ブリモント」「名号」「フレガット」

「大砲二十二門」、加比丹「グレド子イ」「人名」の支配、「ドル

ヒン「名号」「ブリッキ」大砲十門、指揮官「パーゲ」「人名」の支配

一<sup>14</sup> 和蘭の海軍船は「レイン」「名号」「フレガット」大砲五十四門、海軍加比丹「ヨホル」「人名」の支配

一<sup>15</sup> 當年二月支那帝道光「案るに年号を帝の名と思ひしなり」、在位三十年にて死去仕、其後太子位に即き政を相續仕候

新帝初めて位に即き、務めて仁恵を施し、篤く□下愛撫仕候

一<sup>16</sup> 昨年第六月、阿瑪港に罷在候波尔杜瓦尔の総督「ヨア、マリア、ヘルレイラ、ドアマレル」「人名」、是まで阿瑪港に立ち在候支那の税関を攻取、遂に阿瑪港を専ら波尔杜瓦尔殖民の據る地なりと告諭仕候

但し此仕方によりて、此島中の民人甚だ困難に及ひたり

支那の巨商、是迄東方の諸島へ交易せし者皆瑪港退去セリ

是に於て波尔杜瓦尔の総督より告諭を出し、従来阿瑪港に居住せる支那人、若し豫メ総督よりの免許を経すして恣に其家を捐て移住するに於ては、其家財器什盡く総督へ引上くへしと厳しく申渡候

但し右の掟を以ても未能々支那人の退散を妨ぐることを得ざりし支那人より阿瑪港の総督へ難題を申かけ候、其最なる科條ハ

一 阿瑪港にて新道を造るか為めに、支那人の墓所を取拂ひ候事

一 支那の関税に建置きし旗竿を切り折りし事

阿瑪港に在住せし支那の商人より、欽差大総督「セウ」「人名」

に捧ぐる書簡に、阿瑪港の府にて波尔杜瓦尔人江報ふへき趣意を申送り候

千八百四十九年第八月二十二日「嘉永二年七月五日」、阿瑪港に罷在候波尔杜瓦尔の総督「ヨア、マリア、テルレイラ、ド、アマレル」「人名」、阿瑪港の府前にて支那人の為めに斬り殺され申候

さて其首と一臂とを切断し、其者共持去申候

此事阿瑪港の廳に達し、其殺撃の疑ある者三人召捕られ申候

但し此事情の辨解時日を延きし後、囚捕せる支那人を差返し、右の代りとして曩きに奪ひ去れる首臂を支那の官人より返し送り申候

波尔杜瓦尔、伯西尔、臥亜より海陸の援兵を阿瑪港へ差向たり新に命せられたる総督ベドロ、アレキサンドリ「ダクシユンハ」「人名」は、其任に赴き申候

一<sup>17</sup> 支那海に横行する海賊の事に就て、英吉利より数隊の軍を分け出だせり

昨年十月蒸気船「フレケーン」及び「フレイ」「共に船号」、

「フリッキ船」「コリュムビ子」「船号」と與に、「コルクユム」

「地名」の辺にて、有名の海賊「サプングツツエイ」「人名」の支那船四十艘を具し居たるに出逢ひて、盡くこれを撃散らし申候

「サプンツエイ」「人名」は間もなく支那の官吏に降服のことを請ひければ、支那より恩恵の取扱を蒙りたり、其属徒ハ皆全く免

され申候

—18  
一千八百四十九年第二月「嘉永二年正月より二月竟る」、暹羅の使節「マウルマイン」「地名」の総督を勤むる英吉利の加比丹「スパルクス」「人名」に従属仕候、但し風説に拠れば、是れ自己及び同國の人数人此地に移住せんことを願ふが為に來れるなりといへり

但し暹羅の政治苛酷なるによりて此数人遂に其生國を捐て去るに至れるなるへし

—19  
一千八百四十九年第五月二十九日「嘉永二年閏四月八日」英吉利の総督蘇洛島ソロロの酋長馬哈默マホメット教主「サデール、アル、カヒール」「人名」と盟約を定め、共に海賊を防がんことを取極め申候

此條約ハ英吉利國女王の名前にて「ラブアン島の総督「シル、ヤー、メスブローケ」「人名」より取極め申候

此島ハ石炭坑ありと雖も、其地の氣候宜しからずして、死亡する者多きか故に繁盛に至り不申候

—20  
英吉利殖民の地なる喜望峰に於て、土人、英吉利の政法に背き、騒か敷儀に及び申候、其故ハ英吉利官府にて新に評議をなし、喜望峰の地をも本國の追放人を送り遣るへき地となさんとせし故ニ御座候

尔後千八百四十九年「嘉永二年」の末に至り、右の土人等大に騒動を起せし故に、喜望峰の総督「シル、ヘンリリスミット」「人名」一己の決断にて、英吉利より船にて送り來る所の罪人ハ上陸

を許さぬ事を諭告せり

此諭告に依て、其地の民心静り、且喜望峰よりの告白に依て、英吉利官府より罪人を送る事の企てを止めたり

—21  
歐羅巴の騒動未タ静まり不申候

—22  
拂郎西國に於ては民心未タ一致せざりし

府民を平等にし、金貨を分配セン事を計りて一揆を起シ、既に千八百四十八年第六月「嘉永元年五月」に於て、大に敗走せる徒党尚又漸々に勢を得申候

殊ニ首府把理斯に於ては、右の徒多の属徒を得たり、殊ニ下賤なる者多く此に組ミセリ

—23  
千八百四十九年第六月「嘉永二年四月より五月に至る」、右の徒党把理斯及び「リヨン」「拂郎西國南方の地」に於て一揆せり、然れ共政廳の智慮を以て、此鎮めたり、但し死傷の者無きにあらず

—24  
拂郎西國共和政治の伯理璽天德フレシチテト「官名」「プリンスロデエイキナポレオン」「人名」は、法皇の請に依て窩々斯甸禮樂オ、ヌ、シ、レ、キ帝約波里王及び伊斯把泥亜女王と共に力を併せ法皇を其國に入れ、故に復せん事を謀り申候

此に依て、拂郎西の一軍都督「ヨンヂノット」「人名」を將として、千八百四十九年「嘉永二年」の初、「シヒタヒクシア」「羅馬近傍の港」に着せり

然れども、短慮なる者共奮起せられし人民ハ、甚強く此を拒防せ

り

他邦の亡命セし者共法皇ニ敵對シ、奮起セし人民共を授けん為メ、追々羅瑪に寄集り申候

千八百四十九年第六月三十日「嘉永二年五月十一日」、拂郎西の軍兵厲しく羅瑪府に攻入たり、是に因て法皇の威勢故に攻ずと雖も、尚時を費して近頃に至りて、漸々其本國に帰ることを得たり

<sup>24</sup> 一千八百四十九年第五月廿六日「嘉永二年閏四月五日」、拂郎西にて往昔の政官等退散し、新に庶民の□□に撰挙せる使節等其任に當り申候

<sup>25</sup> 一同年英吉利に於て其航海の法律を改革仕候

出貨入貨の租錢大ひに減し、且一二の品物にハ全く租を除きたり他邦の民人及び船英吉利國に於ては、英吉利本國の人と同様の免許を得たり

右の掟は歐羅巴諸國交易為にハ有益なる定めに有之候

歐羅巴諸國の人民、交易の事に於ては互に同一の自由を得るに至るへし

<sup>26</sup> 一英吉利領の印度より衆多の商人、「ビルミシングハム」「英吉利の内地名」の一二の商人と相與ミテ、支那日本等に商賣を始めんとて、英吉利の総督に一書を贈れり

英吉利官府よりの命として右総督より次の答なしたり

諸子吾か英吉利の交易の為めに日本交趾朝鮮暹羅の地に市場を開かん為め、其適當の法方を申明し、汝及び「ビルミシングハム」

「英吉利の内地名」商人等より差出たる一書を受取りたる事を汝等に告ぐへしと、「ロルドパルメルストン」「人名」より予に命せられたり

但し、諸子より贈れる一書の主意、甚だ大切の事にして、宜く熟慮すべき所の事なり、而して、英吉利の政官未十分の明見なければ、其事を決し難し

「ハ□ワツヂングストン」特示

<sup>27</sup> 一獨逸國ハ、幾多の多の各侯の邦に分れたる國にして、近頃これを一個の共和政治と為さんと勉強セしが、竟にこれを遂ぐることを得さりし

「フランキホルト」「王國の名」集会所ハ、諸國の使節其集會に與ミセさりしより残れる僅かの一揆の輩、千八百四十九年第五月「嘉永二年四月より閏四月に竟る」に、これを「ヒュルトガルド」「ウルテムベルグ」「地名」の中にあり」に移したり

其時、右の輩「アールツヘルトク」「人名」の政令に従ふまじき由を告白し、別に放恣の徒六人を撰挙して、これを一の撰政と立てたり

爾後、プロッセ李漏生の政廳より獨逸國治め方の一新制を告明セリ、次で獨逸國中一二の邦にて、直ちに其策を用ひたり

右の建制に因れば、國權ハ「レイクスオツペルホフト」「國長の官名」と名つくる一官人より行ふことにて、李漏生の王其職に任せらるへしとなり

右「レイクスオッペルホーフド」の外、六員の参政侯を置く  
國政評議の集会ハ二組にて成れり

其一組ハ官人組とす、其一半ハ政廳にて撰ミ挙げ、又、一半ハ諸  
州より集会せる使節の擇挙に任すなり

其二組ハ庶民とす、庶民より撰みたる集会の使節なり

然れども、「オーステンレイキ」「國名」に於ては、右李漏生に  
て創立せし新制に一致すること難かるへし、其故ハ「オーステン  
レイキ」も亦「レイクスオッペルホーフド」の官職を望むに由て  
なり

—<sup>28</sup> 李漏生國王ハ其本國中に亦一の新政を出たし、二月六日に於て  
其盟約を定めたり

右の如く、獨逸國の諸民を一致せしめんと勉強なせとも、兎角に  
諸地に一揆蜂起し静謐なり難し

「ドレステン」「サクセン」「國名」の首都「及び」「カールスリュ  
ヘ」「ラーデン」「フロイセン」の地名」の府なり」の住民、

其侯に對して一揆を起し、遂に其君を國外に逐ふに至れり

然れども、程なく其侯の權威再び復して其國に還り、住民も亦其  
惑を解きて服従せんとするに至れり

獨逸國と第那瑪爾加國とにて、「ヘルトク領」「スレースウエイキ  
「地名」及び「ホルステイン」「地名」を争ふによりて起れる争  
鬭、今以て相鎮り不申候

右の戦争ハ、昨年一ト度互に退陣するに至りけり、而して、其領

魯西亜及び英吉利の媒にて、二國の和睦相整ひたり

然るに、千八百四十九年第四月「嘉永二年三月」、其和睦の盟約  
再び破れ、互に敵國となれり

「ヘルトク領」「スレースウエイキ」及び「ホルステイン」の港及  
ひ河口には、第那瑪兒加の軍隊、其地の城「エケリュヒオルテ」  
の前に來りて擲砲を打ちかけたり

但し、敵の砲臺より打ち出たせる砲火の爲に、第那瑪兒加の盛飾  
の軍艦二艘海底に沈められたり、而して、其城にハ差したる害を  
なすこと能ハさりし

右、同時に彼此の陸地に於ても第那瑪兒加と獨逸の軍勢互に聊の  
戦ありて、此時第那瑪兒加の人多くは敗軍に及へり

此に於て第那瑪兒加人戦鬭を休めんが爲めに一の特約を成せり、  
即ち、「スレースウエイキ」「地名」の地を裂き、且獨逸都領の港  
口を固めたる軍船を引き去り、及び獨逸都の軍勢を引き退かしむ  
る、の三條なり

爾後、獨逸都の軍勢「フレデリシア」「第那瑪兒加の領地北「ユ  
トランド」中の一府なり」を囲める者大敗を取りて、第那瑪兒加  
人より追ひ撃たりける、其後、第七月二十七日ニ於て戦鬭を休む  
へきことを約定せり、但し、六個月を限りて約となせり

但し、第那瑪兒加王ハ己か國中に新政を行へり

—<sup>29</sup> 一千八百四十八年八月九日「嘉永元年七月十一日」に、窩々斯甸札  
幾は撒而地泥亜王に約諾し、一旦戦争の事を休むと雖も、千八百

四十九年三月十二日「嘉永二年二月十八日」に至て、撒而地泥亜王其約定を叛き、再び事を起せり

此に依て、拂郎察及び英吉利より、此二國の和睦を取扱ひし事も破れ、再び敵國となり

撒而地泥亜王「カルレス、アルベルト」「王の名」は、其後再び敗軍して、遂に王位を退き、太子「ヒクトル、エムマニユエル」

「名」に譲る、而して、太子、直に窩斯甸礼幾と和睦の事を取り結ひたり

退位せし王「カルレス、アルベルト」は、波尔杜瓦兒に遁れ、其後「ヲポルト」「地名」に於て卒去せり

窩々斯甸礼幾より撒而地泥亜に軍費損亡の償を求る事過多なるに依て、和睦の事久しく調はざりし

但し、千八百四十九年第八月六日「嘉永二年六月十八日」に於て、右和睦漸く調ひたり

撒而地泥亜ハ軍費損亡の償として、窩々斯甸礼幾に七千五百萬「リフレンス」「貨名」を出すへき事に定む

一窩々斯甸礼幾ハ騒亂せし「ロムハルデイ」人に、赦免状を送りたり

<sup>31</sup>爾後、勿擲祭<sup>ヘ子チア</sup>も亦和約を行ひて、再び窩々斯甸礼幾に従属せり

一千八百四十九年四月「嘉永二年三月より四月に竟る」、窩々斯甸礼幾は翁加里<sup>オンカリ</sup>との戦に大挙して、勝敗を一決せんと企てり

帝五萬人の加勢を彼ノ地に送り、而して又降属せんと欲する人々

には赦免状を遣はす事を約定す

翁加里亜に在る所の窩々斯甸礼幾の軍勢、合せて九萬人乃至十萬人にして、其内五萬人ハ都城「ペルト」を囲めり

此の如き大軍をも恐れず、翁加里は「コットシュット」「人名」の指揮にて防戦せり、此に於て窩々斯甸礼幾帝は援兵を魯西亜帝に乞ひたり

千八百四十九年第五月「嘉永二年四月より閏四月に竟る」、既に魯西亜の軍勢「パスケウイック」「人名」を大将として、凡十萬人乃至十二萬人窩々斯甸礼幾領の中に到着せり

是に於て、二國の大軍を併せて進て翁加里亜を攻めければ、翁加里亜に敗し、千八百四十九年第七月「嘉永二年五月より六月に竟る」、右騒動盡く平均せり、而して、「コットシュット」「人名」は纒に逃れ去ることを得たり

<sup>32</sup>一歐羅巴東方の騒亂今に穩かならず、且魯西亜と都兒格の兩國互に不和を抱けり

又、英吉利と厄力西亜とに於て争論を起し、英吉利の海軍隊にて、厄力西亜の商船一隊を奪ひたり

然れとも、此争ハ魯西亜及拂郎西兩國の取扱に依て、穩に治るへと風聞せり

意太里亜に於ても亦其騒亂未静謐なり難し

「トスカア子」「地名意太里亜中の大ヘルトク領」の領主「ヘルトク」「官名」は孤獨の侯にして、一揆の為に其國を追出されし

然るに、侯又高々斯旬礼幾の助力を得て國に帰り、其職に攻セリ  
納波里王ハ、騒動セる齊西里亜人を屈服セしむる事を得たり  
意太里亜の騒動ハ久しからずして静謐なるへしと察セラる、但し、  
其國の人民は静謐を渴望すること甚し

「欧邏巴全洲、吐瀉病大に流行セリ

亞細亞及英吉利領印度に於ても、亦、病發行セリ

一<sup>33</sup>「アブバス・パカ」「人名」は、祖父「メヘメット・アライ」の後を  
継ぎ、エザット「厄日多の領主となりしが、此度、コンスダチノベル公斯瑞丁諾波兒「都兒格  
の首都」より帰り来れり

右「アブバス、パカ」は、祖父の定め置きたる法則を保續せず、  
甚た放逸なる侯と見へたり

是故に、厄日多「厄日多は己レが領地なり」と雖も、其実ハ都兒格の領界セ  
る地の如し

一<sup>34</sup>諸州殊ニ欧邏巴洲より、数千の人衆、黄金を求る為め、カルホル角里伏尔  
尼亞ニアに來り集れり

此の如く、連綿と群集セし人、或ハ貨を携へて其國に歸る者あれ  
とも、多くは其地に居家を構へ、住するに依て、自から繁庶の一  
國となるに至れり

此國中に於て、新たに政務を建定セリ、而して、諸方の人雲集セ  
るか故に、速かに繁榮の地となるへき事疑なし、況や運送の爲め、  
巴那麻「米里幹に在る狭長の地」の地峡に於て溝渠を掘り、輒を  
造る等の企成就するに至ては、北亞墨利加國合衆國の威勢亞墨利

加國の北西に於て愈々堅固なるへし、此企は諸國の人互に一致し  
て其地を以て何レの國にも屬セざる事と為セは、竟には必成就す  
へしと見へたり

合衆國の北亞墨利加國人は、全世界に航海して弘く交易を為すこ  
とを勤る内、近日、風聞に據れば、日本にも到りて、交易を為す  
の所存ありと云へり

此企は秘書監「カライトン」「人名」の趣意と見へたり

「カナダ」「英吉利の北亞墨利加諸領」に於て、千八百四十九年  
「嘉永二年」の春、一揆起りしかとも、速に静謐に成り申候

和蘭交易都督レヒソン

某

按ニ「レヒソン」に並て□名を□□新甲必丹なるべし字体讀

ミ難けれハ其名を知り難し

(表紙)

「百十五登

嘉永四年別段風説書 崎陽譯」

別段風説書

一<sup>1</sup>嘉永三年戊辰四月二十四日、當國王次男ウイルレムフレデリッキ  
マウリッツアレキサンドルヘンデリッキカーレル「人名」、死  
去仕候

2 一右次男、纔六歳にての死亡を、國王一族殊の外悲嘆仕候儀ニ御座候

3 ロ二右同月、スウエーデン兼ノールウェーケン國王の太子、和蘭先

國王の弟の娘と縁組仕候

4 ハ二去戌十月二十一日、當國王ウイレルムデデルデの弟、都

ク「侯の名」申候

ク「侯の名」申候

\*ヘシ奪ノ義

5 ニ二欧邏巴州中兎角に騒動可有之候得とも、阿蘭陀國に限り、至て静謐安全に御座候

\*年々風説書毎ニ和蘭國ニ限り静謐と称ス、信シ難シ

6 ホ一エゲレス國、船乗掟の儀に付、以前の通に相改候儀、昨年末の

説書に有之候

7 一阿蘭陀國及び其他欧邏巴の國々、船乗掟の儀、是亦エゲレス國

の振合に准し、猶商賣に参居候先々にても、其國々の者、自國

同様の心得の趣に候

8 一右の振合に相成候以来、商売方大に繁昌いたし、諸荷物の直段

一舩に引下げ、國中折合宜敷、欧邏巴州中以愈に競ひ候得は、

安寧ニ相成申候

9 一欧邏巴州國々の諸領とも同様安寧ニ相成申候

10 へ一阿蘭陀國にて海水を製法し、飲水にいたし候様試様し仕、此儀

夫等の學術に功者の人物立合にて良法と相決申候

11 ト一當年四月十二日、政事を預候都督職イイロキユスセン「人名」、

王命にて、其職をアイドイマールファントウイスト「人名」に

譲り申候

12 一既に、去ル嘉永二年西年、政事を頭り候イイロキユスセン

「人名」、都督職を退勤いたし、本國に罷行候儀相願候

13 一右代り新都督アイドイマールファントウイスト「人名」は、以

前、和蘭國人民守護のため、オーフルエイスル「地名」在勤致

居候

\*オーフルエイスル、司天譚ニ云ク、和蘭十一州ノ下、是ナ

リ

14 一右役を一兩年相勤候後、國王より、其地在勤の頭役に被任候

15 一右新都督は、當亥年二月初旬本國発足いたし、同四月十一日咬

留巴着いたし候

16 一右新都督は、即ちエールステランドフゾグト「官名」に有之、

同人、咬留巴江罷越候節は、陸路にて所々巡見いたし、右の序

ドイツ國の都府江も立寄、道中日数五十四日経に瓜哇地に着い

たし候、

17 チ一和蘭所領東印度のフィセプレシデントファンデントダンデンラー

ト「官名」に被任候イエフファン子ス「人名」は、右新都督

と同道ニ而、瓜哇着いたし候

18 一フィセプレシデント「官名」イエルレインスト「人名」退勤相

願候ニ付、其跡明有之候

\* 其跡明有之一語、司天譯ト全ク同シカラス、司天譯修理

明白ナリ、但、原語如何ヲシラス

19 一 右イエフハファン子ス「人名」は、以前瓜哇地役掛の者にて、

和蘭所領東印度のリットインデンラート「官名」に有之候

20 一 先都督イイロギュスセン「人名」、ポインテンソルグ「地名」に

罷在候處、近々和蘭國江向け発足の積に候

21 一 「ポインテンソルグ」瓜哇ノ都府「バタヒヤ」ノ正北ニアリ

リ「フィセアドミラル」「官名」エベファンデンボグ「人名」は、

都督の旗下として東印度海軍の指揮役に有之候處、當亥年正月

八日、咬留巴におゐて死去いたし候

22 一 同人願に因て、其死骸は、ポインテンソルグ「地名」に有之候、

寺の墓所に葬有之候

23 又 昨年、別段風説に申上候通、瓜哇のバンタムと申出張所にて騒

動差起候得とも、些細の儀に有之候

\* 萬丹ハ瓜哇ノ西辺ニ在テ古来ヨリノ瓜哇王居レリサレモ其

地ノ事「バタヒヤ」ヨリ出張シテ取扱フナリ

24 一 揆の党首、土地の首長并其配下の者共捕ハレ土地静謐に相成

元に復し候、猶又右の者共を遠方に退け容易に立歸り難くいた

し候

25 一 バンカー島におゐて、アミル「官号歟不詳」住民を引 入れ、

徒党を企て、騒動に及び候得とも、政家の權威によりて徒党の

者翻覆いたし、去年十二月六日、右アミル降参いたし、遠方に

退られ候

\* 蚊甲島ハ蘇門答刺ノ東南ノ側ニ在テ南緯二三度東經百廿三

四度ノ際ナリ

26 一 ポル子オの西渚サンバス住居いたし候唐人共、土地の掟に背き

候、右發端は、唐人共密買いたし度所存に有之候、然れとも、

其地 江軍勢を差向け、嚴敷戒め密買を禁じ申候

27 一 右騒動に付、唐人共要害を奪ハレ勇壯の者共討死夥敷有之、大

に敗北致し、海上の通路を絶れ候に付、使者を遣し、土地の総

督に罪を謝し、頻に赦面を願ひ候處、以後、政家の命に伏し、

其命を守る事共取極め差免し候、就ては、唐人共約定を守り度

事に候、尤軍勢は兼て備置き唐人の所行を心付け候

28 一 印度海の海賊追討のため、阿蘭陀國海軍、其場所に赴き候

\* 海軍本國ヨリ出ルニ疑ハシ、ナレモ、此譯原語ノ

マヽヲ云□□□ナラン、司天譯明了ナレ雖、蓋シ修辭ニ涉

ルナルヘシ

29 一 去年の末、海賊數艘ボウエアン島に戦争を發し候、右島は瓜哇

の北に有之候

\* 瓜哇ノ北ニ「ボウエアン」島アル「地圖ニ於テイマタ得ス

30 一 右海濱に住居の者共恐怖いたし、陸手に逃去候ニ付、右海賊共

上陸致し、乱暴に及び、焼伐致し土地の男女を連去候

\* 司天譯ニ「カムパンクス」ナル者ヲ疑フ、此譯毫モ其語ナ

キ、何ソヤ

一援兵船到着の節は、海賊共最早立去候後に有之候得とも、其後  
シユマナップ海におゐて出逢ひ、数艘の海賊船を破壊いたし、  
此時、海賊に奪はれ候数多の者共災害を免れ候、尤右の内には  
ボウエアン島居住の者も有之候

\*「シユマナップ」ハ「マジユラ」島中ノ地ナリ、「マジユラ」

ハ、瓜哇ノ東北ノ側南緯七八度東經百三十二度ニ在リ

カ一唐國海にて、エゲレス國の海軍、海賊の儀ニ付、色々計策致し、

評決の上、右□たる海賊シユアポー「人名」を召捕申候

ヨ一サマルレス「地名」・ブオテユアン「同上」・ベラウン「同上」

・トンキュー「同上」の海賊共、當年の始に、イスパニヤ國の

海軍より召捕れ申候、風聞にては、海賊共の住家七百軒、其餘

数多の船々焼拂いたし候

一其後イスパニヤ國の海軍、フィリペイン嶋奉行の下地にて、ソー

ロー「地名」のシユルタン「官名」討伐として発向の催し有之

候

\*「ソーロー」ハ島名ナリ、「ミンダノ」ノ西南ニ在リ、「シユ

ルタン」ハ尊号ナリ、帝ト云カ如シ、司天譯ヲ佳トス

一此事の起りは、ソーロー「地名」に罷在候イスパニヤ國の兵士

取扱方烈有之候処より相起り、右に付、シユルタン「官名」甚

不承知を述候

一風説にては、ソーロー共全く取控れ、岩七ヶ所銃炮百三十挺失

ひ、シユルタン「官名」は漸く逃去申候

一此事に依て、ソーロー共萬一海賊に出候事も相成間敷候、元來  
は前年エゲレス國と海賊の儀ニ付取極も有之候得とも、夫に反  
し、此類に後悔いたし居申候

タ一先頃の風説にては、エゲレス國の海軍東印度并唐國海に左の船々  
を相備申候

一アルリガルト「船号」 首長テルルアバンキール「人名」

但、病人養生船

一アマロン「同上」 船將セバルクル「同上」

但、病人養生船、石火矢二十六挺備

一ケレオパタラー「同上」 同エフェルマスシー「同上」

但、右同断、石火矢二十六挺備

一コステイト「同上」 同イウエエススペール「同上」

但、ブリッキ船、石火矢十二挺備

一ハステイングス「同上」 スコウトベイナグト「官名」セ

ヤウステン「同上」

但、リーニー船石、火矢七十二挺備

一リーリー「同上」 船將ベテベドフォルト「同上」

但、ブリッキ船、石火矢十二挺備

一ミンデン「同上」 マストル「官名」 イミスセル「同上」

但、兵糧船

一ピロット「同上」 船將ヒッケレイ「同上」

但、ブリッキ船石、火矢十六挺備

一 プレイナルト「同上」 同ペガラセロフト「同上」

但、スクルーフストームボート、石火矢十一挺備

一 ロヨリアト「同上」 同ウバーラ「同上」

但、コルフエツト船、石火矢十一挺備

一 セルペント「同上」 同リアルト「同上」

但、ブリッキ船、石火矢十二挺備

一 スペイン「同上」 同セエファシカトゥエル「同上」

但、スームシキップ、石火矢六挺備

<sup>39</sup>レ<sup>40</sup>イスパニヤ海軍此地備立の儀巨細に書載いたしかたなく候  
一 當時、此地 江相備候和蘭海軍、左之通ニ有之候

一 プリンズヘンデレッキデル子ードルランデン 「船号」

但、フレガット 「軍船の一種」

船将カピティンテルゼイ「官名」ヨルクヘールハア

ファンカル子ベーキ「人名」

一 ボレアス「同上」 同ロイテナントテルゼー「官名」イファ

ンデルスタールン「同上」

但、コレフェツト「同上」

一 子ハレニア「同上」 同カピティンロイテナントテルゼイ

「官名」ゲフヲゲルボート「同上」

但、コルフエツト「同上」

一 スワールウ「同上」 同同セノールドイン「同上」

但、ブリッキ「同上」

一 ヒュサール「同上」 第一等同ロイテナントテルゼー「官

名」イセバーク「同上」

但、スク子ールブリッキ「同上」

一 ドルフエイン「同上」 同同アアエムデケープ「同上」

但、同

一 エグモント「同上」 同同エフテフェリーテン「同上」

但、同

一 バンカ「同上」 同同ハガッベッキファンデズース「同上」

但、同

一 バンダ「同上」 同同ペハヌーン「同上」

但、同

一 アムボン「同上」 同同エムカサール「同上」

但、同

一 サパルア「同上」 同同アホウトルス「同上」

但、同

一 パタンク「同上」 同同ハアメールエル「同上」

但、同

一 ペイラダス「同上」 同同エルニコリヨン「同上」

但、アドフィスバルク「同上」

一 アルガー「同上」 同同イファンマウリッキ「同上」

但、スク子ール「同上」

一 カメレオン「同上」 同同アエフシーデンビュルグ「同上」

但、同

一アリバー「同上」 第二等同同ハアモツドルマン「同上」

但、同

一プロモー「同上」 船将カピティンロイテナントテルゼー

「官名」 イウエストル「同上」

但、蒸気船

一アルドユーノー「同上」 同同フート「同上」

但、同

一エトナー「同上」 第一等同ロイテナントテルゼー「官名」

ゲファビュース「同上」

但、同

一フェムフィユース「同上」 同同イデハーン「同上」

但、同

一ヘカラ「同上」 同同ペアハヒンデロープル「同上」

但、同

一プーニックス「同上」 同同イアンデレーデ「同上」

但、同

一シュリナーメ「同上」 同同イエルファンフロレンステ

イン「同上」

但、同

一サマラグ「同上」 同同イイウィグゲルス「同上」

但、同

一ボル子オ「同上」 同同エフイゲファンゴルキウム「同上」

但、同

一オンロイト「同上」 第二等同同ティエルウアルフソン

「同上」

但、同

一ティパナス「同上」 第一等同同セエフューレンベーク

「同上」

但、同

一バターフィヤ「同上」 同同イイファンデルモーレン「同

上」

但、同

一デルーイ 第二等同同アエルハルム「同上」

但、十四番カンニールボート「軍船の一種」

<sup>41</sup>一「ホノリユリユー」[サントウイスハ島の内]より申越候には、

嘉永三年戊三月十一日、ヘンレイケ子ーラント「船号」船主ケ

レルキ、北緯四十五度、東経百五十五度の所にて、十三人乗日

本船見請候、右船は江戸よりキユノー「何方の事を差候哉不分

明ニ認有之候」に向け出船いたし候処吹流され、六百六日の間

檣并梶とも風波にて吹取られ、洋中に漂ひ、四十日以来水涸に

相成、唯□を水代りにいたし、勿論魚食等いたし候儀無之候

\*「ホノリユリユー」、都府ノ名ナリ、島名ニ非ス、司天譯

優レリ

\*「キュー」、司天譯ニ、紀ノ國ト疑フ、定メテ然ラン

\*司天譯ハ、魚ノ殘餘ヲ食フト云、此譯ハ魚食等セスト云、孰カ是非ナラン

—42— 右船主ケレルキは、日本船乗組の者共を己か船に乗せ、右の内船頭外に式人は己か船にてホノリユリユー「地名」に送行、外式人はハルリンゴと申船に移し、又六人はベトローウヲラウスキ「地名」に連行、ロシヤ領内に相渡置候、又式人はニムロツトと申船を以て旅客の取扱にてホノリユリユー「地名」に着いたし候

—43— 子 唐國に於て騒動相起り候処、先達而の便には未だ相治らざる由に候

—44— 一クワングレー<sup>西</sup>「唐國郡の名」に於ては、騒動相起り居候

—45— オップルコミサリス「官名」シンチュウシ「人名」、右取鎮めのため、其場所 江赴候道中にて死去いたし候

—46— 右跡職にリシンググリーン「人名」相成申候

—47— 同人、穩に相治候ため出精いたし候得共、其功無之、ケイスルレイキコミサリス「官名」は、甚奇性に存申候

—48— 一揆共廣東街中より六十里程近く参り、廣東の勢を数度追散し申候

—49— 先頃の風説にては、此騒動未だ相止不申候

—50— ナ 此騒動と一時に、昨年の未盜賊一萬人<sup>海</sup>ハイナン島<sup>南</sup>に集まり申候  
\*海南ヲ和蘭人呼テ「ハイナン」ト云、司天譯瓊州ト譯ス、

亦可ナリ、海南即チ瓊州ナリ

—51— 此賊共を追討のため出勢いたし候得共、其儀難相成候、其内少はコレラ<sup>吐瀉病</sup>「疾病の名」にて死亡いたし候

—52— ラ 外國人のため廣東の港を開き候儀いまた出来不申候、右は去年別段風説書に記載有之候エゲレス國の執政并ホンコン島の奉行ボンナム「人名」の存立候事も右同様に有之候噂に候

\*「ボンナム」云々ノ語意、兩譯小異同アリ

—53— スターツミニストル「官名」ケイイ<sup>西</sup>ング「人名」井エールステインカビ子ツツミニストル「官名」ミューカングシア「人名」

—54— の不幸は、如此手段不整□表と相見へ申候

—55— 同人杯の廉直なる取斗を諸人殊の外頼といたし居候

—55— ミューカングシア「人名」は國帝に對し烈斗を企候儀露頭いたし候  
\*尤罪露見シテ罰ヲ受ル、當然ノナリ、司天譯ト異ナルニ似タリ

—56— 此以前、三箇の支配取扱中に騒動有之候事に免し、唯其官位を取故し、其國に仕へ候儀不佳なりとの始末に相成申候

—57— ケイイ<sup>西</sup>ング「人名」儀も、以前ケイズルレイキコミサリス「官名」相動候節取扱候事の内、六ヶ數箇条等有之、右に付唐國掟にて手軽く戒られ申候

—58— 同人儀席五等を引下けられ、六コレーチー「會館の名」の一ヶ所、エイ子ンワイロング「地名」アシステントセクレタリス

—58— 同人儀席五等を引下けられ、六コレーチー「會館の名」の一ヶ所、エイ子ンワイロング「地名」アシステントセクレタリス

「官名」相勸罷在候

\* 此譯云フ、席五等ヲ下ケラル、司天譯云フ、爵五等ニ落サ

ル、孰カ誤譯ナラン

\* エイ子ンワイロング未詳

ム<sup>59</sup> スウエーデン國の使者テテュシャンキュタストと申もの非道に

殺され申候

一<sup>60</sup> 其地在住のエゲレス國コンシュル「官名」シナライルと申者の

執政にて、右殺害人罪するに不及様相成申候

一<sup>61</sup> 唐國摂政殺害いたし候者共の内五人召捕、直様死罪に行ひ、右

に携り候者共の住家を焼拂ひ候

一<sup>62</sup> 近頃の噂にては右一条に付二十八人死罪行ハレ候由に有之候

ウ<sup>63</sup> 去年五月頃、ポルトガル國の奉行ベトロアレキサンディリノー

ダキュンハー「人名」、マカオ<sup>馬港</sup>「地名」・テイモル<sup>知木</sup>「同上」并

ソーロー<sup>蘇律</sup>「同上」治めのためマカヲに到着いたし候

\* 瑪港、廣東ニアリ、知木・蘇律ハ共ニ印度海「モリユク諸

島ノ一ナリ

一<sup>64</sup> 右奉行直様土地の政事をセナート「官名」より引請候処、間も

なくコレヲ「疾病の名」を煩ひ、去年五月廿七日死亡いたし候

キ<sup>65</sup> 一殺害の一条に付、唐國政治家との駆引、嘉永二酉年の奉行ヨアマ

リヤートルリユラードアマラル「人名」の取扱に有之候処、右

奉行に交代の者病死いたし候に付、跡役センノルフラン子イス

スコアアントニオゴンラルースコルトサー「人名」到着迄其儘

に相成候

\* 殺害一条トハ、嘉永二年酉七月五日「ポルトガル」瑪港奉

行ヲ支那人殺シタルヲ云

一<sup>66</sup> 右跡役は、先頃陸路にて唐國ホンコン嶋に着し、其地よりフレ

ガット船ドンヨオス「船号」に乗、マカオに赴き候

一<sup>67</sup> 噂には、唐國政治家との争論種に可相成由に有之候ノ

一<sup>68</sup> シルヤームスブローケ「人名」、暹羅國を訪ひ候、右はエゲレ

ス國政治家の意に依て、暹羅國 与通商の約を結び候ために有之

候得とも、其儀相整不申候

オ<sup>69</sup> 一アメリカ州使節バレースティール「人名」も右同様の所存にて

暹羅國に到候へとも、事不遂、引取申候

一<sup>70</sup> 右バレースティール「人名」は、當時オーストルセルシップ

嶋に赴候、是も同様、北アメリカ合衆國政治家の意に依て、通商

の望に有之候

\* 「オーストルセルシップル島、司天譯東方ノ諸島トス

一<sup>71</sup> 右合衆國の司死去に付バレースティール「人名」其取極を暫く

延し候

ク<sup>72</sup> 一ビルマンセレイキ「地名」の都府バゴーン、嚴敷火災にて全く

焼失いたし、右損亡莫大に有之候

\* 「ビルマン」國暹羅ノ西北ニ在リ

一<sup>73</sup> 右一条は全く等閑故の儀に有之候

ヤ<sup>74</sup> 一エゲレス國所領印度地、都て静謐に有之候、尤ブーンヤップ

「地名」は、一端エゲレス國に背き候へとも、エゲレス國軍勢のためにエゲレス國所領と相成候、且噂には其地も静謐の由に有之候

\*「プーンヤップ」又ハ「ペンシャブ」ト云、司天譯「ピュンチャボ」ト云、皆一ナリ、此地前年英吉利ニ背キ、猛戦セシカ、遂ニ七ヒタリ

<sup>75</sup>マ「エゲレス國所領東印度の軍司シルガルレスナピール」<sup>人名</sup>、「

其職を廢し、當年の始、エゲレス國に罷歸候

<sup>76</sup>「右政職にシルウイルヤムマイナルゴーマン」<sup>人名</sup>「被任候

<sup>77</sup>ケ「セイロン島の奉行としてシルゲオルゲアンデルソン」<sup>人名</sup>「其

地に到着いたし候、同人は以前マウリティウス島の奉行に有之候

\*「マウリティウス」所在司天譯詳ナリ

<sup>78</sup>「マウリティウス島の住民シルゲアンデルソン」<sup>人名</sup>「を大に尊

重いたし、同人の別れを甚惜ミ候

<sup>79</sup>「フランス國所領東印度奉行ランデカランス」<sup>人名</sup>「政職として、フィルレッペアスミルレベディー」<sup>人名</sup>、「ポンティセ

レイ」<sup>地名</sup>「に到着いたし候

\*政ハ跡ノ誤ナラン

<sup>80</sup>コ「アフリカ州の南方に有之エゲレス所領の希望峰に於て、カッフル」<sup>居民の名</sup>「一揆起し候に付、エゲレス國軍勢毎度追退候得とも、兎角に敵対候存念を生し候、就ては右カッフル」<sup>前に出</sup>

つ」を全く取鎮候ため、エゲレス國軍勢到着いたし候を相待居候

\* 希望峰東北沿海ノ地總テ「カッフルランド」ト云、其土ノ野人ヲ指テ「カッフル」ト云モ其義ノミ

<sup>81</sup>エ「フランス國の先王ロイスフィリップファンオレアンス、去年七月十九日、エゲレス國中クラレモン」<sup>地名</sup>「におゐて死去いたし候

\*「クラレモノト」、拂郎西國中把里斯ノ南方ニアル一府ナルニ似タリ、サレトモ、<sup>82</sup>「兩譯トモニ英國中トスレハ、蓋シ英ニ同名ノ地アルカ

<sup>82</sup>「嘉永元年申年、フランス國騒動の後、右先王并其一族タラレモン」<sup>前に出つ</sup>「に罷在候

<sup>83</sup>「フランス國の司プリンス」<sup>官名</sup>「ローデウエイキナポレオン」<sup>人名</sup>、右先王を顯し、パレイス「フランス并國都府」國中

所々に於て昂の礼式を取行ひ候、當時フランス國も先づ静謐に有之、但、國民所持の品物分配の事に付、國中不折合に有之候得とも、追々治り候様相成候、國民多分は右分配の事を不佳と思居申候

<sup>84</sup>ア「當時エゲレス國都府に世界諸邦出產の所物を見物いたし候為の場所を設け有之候

<sup>85</sup>「此場所に建有之候家は、全く硝子并鉄楯にて、長サ、千八百四十フット」「一フットは曲尺一尺二步程度」、幅、四百八フットのドワルスシキップは、家の一方に九百四十八フット、又一方

は、九百フート出張居候

86 一床并貨物出し入れ用の道具は、木柁に候得とも、屋根并カレレイエン「店先の事をいふ歟不詳」の裏木は、弓形の鑄鉄にして、其数二千二百四十四有之候

\*「カレイエン」、司天譯屋宇廊廬トス

87 一硝子の総外面を算當いたし候へハ、九十万フート四角にて、其重サ四百トン「一トンは千六百斤程」有之候、樋の長サは、エゲレスの三十四里「エゲレスの一里は百十三間半程」有之候  
88 一家の総外面は、凡十八アールス不詳有之候

89 一カレレイエン、幅、二十四フート、長サ、エゲレスの一里、表入口幅、七十二フート有之

90 一此大仕掛の設け有之、又其場所々に國産の諸物を送り、諸人見物のため飾付有之候、且唐國商人両三輩、右國々の産物を見セ物にいたし候ためエゲレス國に参り、其船をも二三艘見セ物にいたし候

91 サ一去年別段風説にて申上候通、エゲレス領印度并ピンノングナム「地名」の商人共よりエゲレス役所江差出候書面の儀に付ては、其後何たる儀も無之候

92 キ一ドイツ國におゐひて兎角不穩儀に候

93 一右ドイツ國の諸邦を唯一手の支配にいたし度趣に候へとも、空敷事に成行候

94 一此國々の支配の事は不輕事にして度々騒動に可相成様有之候

95 ユ一プロイス國とオーステンレイキ國との接戦の催し有之候

96 一兩國とも次第に相募ハ一大事の場に相成、昨年の末兩國互いに大軍を發し接戦に及へき趣に候

97 一聊の争は有之候へとも合戦と申儀には無之、昨戊年十月廿六日に、互オーステンレイキ國とプロイス國和熟に相成申候、右斗都合能相整候は全くドイツ國政令に依ての儀に有之候、ドイツ國の領地支配の事に付デレススイデン「地名」に使者を遣しオーステンレイキ國・プロイス國の目代の者と相談為致候、依之ドイツ國領一般に相治候様相談□□□□有之候

98 一其模様はいまた相分不申候

99 一プロイス國の都府ベルレイン「地名」に於て、一箇の狂人有之、短筒を以て國王に打掛候処、唯腕に中り候、依之國中諸方より上書いたし、國王の活命を祝し申候

100 ミ一デ子マルカ國とプロイス國との一件は平和に相成申候  
101 一昨年別段風に申上候通、右兩國諸侯領のスレースウエイキ「國名」・ホルステイン「同上」の儀に付血戦に相成申候、右争は

102 シ一サレディニー「地名」に於て和睦可致趣に候

103 一西年正月十四日和談の後は弥穩に有之候  
104 エ一サレディニー「地名」とローマ國のパウス「官名」との取合有

相衰、前に復し申候

一右に付オーステンレイキ國の權勢イタリヤ國の北方に於ても不

之候処、いまた相治不申候

ヒ<sup>105</sup>トスカリー子「地名」のヘルトグ「官名」、一応居民に政令を下

し候事有之候得とも、昨戌年右政令を差止候

\*「トスカリー子」、國名ト注スヘシ、「ヘルトグ」、諸侯ノ

爵名ナリ、尋常官名ニ非ス

一<sup>106</sup>イタリヤ國の居民打続き騒動を發し候に付、右ヘルトグ「官名」

、其地の政治を全く司り候様相成申候

モ<sup>107</sup>去年別段風説に記載有之候エゲレス國とギリシヤ國との引合穩

に相成申候

セ<sup>108</sup>ロシア帝國中東境に有之候カウカシース山の住民に對し軍を

發し、所々を取り所領に致し候、且噂にはロシア國帝、右住民

に政令を守らせ度所存に有之由に候

\*「カウカシース」山ハ「オロシヤ」・「ペルシヤ」兩國接

界ノ地ナリ、住民ハ韃靼種ナリス一トルコ國シユルタン

「官名」の所領アジヤ州大地の所々并其近隣の島々に於て

騒動起候得共、静り申候

\*「シユルタン」ハ帝ト云如シ、尋常官名ニ非ス

い<sup>110</sup>エケイブテ國の噂に、オンドルコーニング「官名」アバスパカー

「人名」、自己の意を立て、漸々トルコ國の權威に背候様相成

候

一<sup>111</sup>右アッバスパカー「人名」、數多の軍勢をフランス國の兵士に

付け、歐羅巴の流儀を教へ申候

一<sup>112</sup>右に付、アッバスパカー「人名」とシユルタン「官名」との不和相起申候

和相起申候

一<sup>113</sup>右シユルタン「官名」よりアッバスパカー「人名」に其軍勢を

二万人に減し、海軍をトルコ國の爲に備置候様命し候処、アッ

バスパカー「人名」返答には、陸軍四万人、海軍一万五千人備

置き、トルコ國より軍を發し候節、防禦の手當行届候様國中兼

而命令を下し置候との儀に有之候

一<sup>114</sup>右一条より急度騒亂相起るべきとの由に有之候

一<sup>115</sup>右國中騒動にて住民大に困窮いたし候

ろ<sup>116</sup>カリフォルニー「地名」の黄金を求め候ため、諸方住民數千人

打続き、其地に赴申候

一<sup>117</sup>當時此地には追々諸方より人集り、人民夥相成、右諸方より参

候者共何方より歎渡世と相成候事を相求めず候ては不相叶様相

成候

\* 兩譯小異アリ

は<sup>118</sup>一昨年の末カリフォルニー「地名」は北アメリカ合衆國一派に加

へられ、合衆國第三十一番の地に相成候、其節カリフォルニー

「地名」に於て広大の田畑を開き、國民渡世不相叶者の并用と

いたし候

一<sup>119</sup>唐國帝、臣下に禁制いたし候には、カリフォルニー「地名」に

住居不相成事に候

ほ<sup>120</sup>一此以前の風説には、パナマ「地名」の峽に軌路漕路を設け度所

存の由に候

<sup>121</sup> 其以來、北アメリカ合衆國とメキシコ「地名」との取極いたし候には、アトランツセ海と南太平洋との通路便利のため、テヒュアインバイン「ハナマの一名歟」の峽に轍路を設け候由に候、又右同様の趣意にて、合衆國にエゲレス國と判談いたし候

<sup>122</sup> 右の序、無住の土地江人民を植付候ヶ条も申極候

<sup>123</sup> 此以前の風説には、北アメリカ人日本通商の儀有之候処、其後、右の儀に付而何たる沙汰も無之候

<sup>124</sup> 北アメリカ合衆國のプレシデント「合衆國の司」タイロル「人名」は死去いたし候、其跡職はフィセプレシデント「爵名」メルラントヒルモレ「人名」に有之候

<sup>125</sup> 右跡職の者は合衆國開祖ワスヒングトン「人名」より第三十一世のフレシデント「合衆國の司」に有之候

<sup>126</sup> 右ワスヒングトン「人名」の像は國中の入用を以て建立有之候

右之通御座候

かひたん

ふれでれつきこるねへりす

ろふせ

右之趣横文字書付を以申出候に付和解差上申候以上

亥七月

西 吉兵衛

品川藤兵衛

(表紙)  
「百十五奴」

嘉永五年壬子

別段風説書

司天臺譯「

別段風説書

<sup>1</sup> 當年第八月二十五日「我嘉永辛亥七月廿九日」、和蘭國王の妃一男子を産申候、國王の一族は勿論、國民一統歎喜仕候、其王子を「キルレム、アレキサンデル、カール、ヘンデリッキ、フレデリッキ」と名つけ申候

<sup>2</sup> 去年の別段風説書ニ申上候通、和蘭國の公主「ロキセ」「女名」雪際亜國の太子に婚姻取組申候處、當年第十月三十一日「我嘉永四年十月七日」、一女子を産申候

<sup>3</sup> 和蘭國中當年も平穩ニ有之、近隣諸國と□睦和平致し國民の□業并交易迄益□□

<sup>4</sup> 一千八百五十一年第七月二日「我嘉永四年六月四日」和蘭國□□評決にて「スコウト、ベイ、ナクト」、「官名」エ、グ、ハン、デン、プラート」「人名」を□の水軍提督「エ、ベ、ハン、デン、ボス」「人名」の跡役に命し、東印度に罷在候和蘭海軍の指揮官として海軍の監察を兼しめ、已に印度に到着仕候

<sup>5</sup> 和蘭陀國王「プ、メイエル」、「人名」・「セ、ヒッセル」「人名」の兩人、「コル子ツツ、デ、ゴロート」「人名」・「ヂュ、ポイ」

「人名」兩人の跡役として、和蘭領印度の参政に命し申候、右「コル子ツツ、デ、ゴロート」 「人名」并ニ「ヂュ、ポイ」 「人名」は、願の通り其役を免され、厚く賞せられ申候

<sup>6</sup> 一 第九月二十七日「我九月三日」、原任の総督「イ、イ、ロキユスセン」 「人名」、和蘭王の軍用蒸気船「アルヂウノ」 「船号」にて、「カルキユッタ」 「東印度英吉利所領の地名」の方に渡海致し、同處及他處々にて、英吉利高官等より厚く饗應を受申候

右「ロキユスセン」 「人名」は、陸路にて帰り申べき所存の由に御座候

<sup>7</sup> 一 蘇門答刺の内、「パレムバンク」 「地名」に於て、其土地権勢ある輩、土民を勧奨して騒動を起させ申候、然れども、和蘭の軍隊速かに其酋長を屯所より追散しければ、定めて遠からず静謐に相成申へくと被察申候

<sup>8</sup> 一 右騒動と同時に、又近俟なる「ランホンク」 「人名」 □□□於て一揆の企を成し候得とも、其地に一隊の軍兵を差向候へば、早速相静可申候

<sup>9</sup> 一 當年も東印度に備へし和蘭の海軍を海賊征討のために處々に差出し申候、其内爪哇<sup>ジャバ</sup>東方の諸島に差出したる蒸気船「ヘクラ」 「船名」及サマラング 「船名」にて、名高き海賊の酋長一人を生捕り、大小の賊船を夥しく打破り申候、其海辺穩に相成申候

<sup>10</sup> 一 昨年申上候通、印度中以西把尼亞<sup>イヌバニア</sup>の小王蘇洛<sup>ソロ</sup> 「島名」の海賊を征するため、軍船を差出し候處、當時ハ其島主以西把尼亞の威勢に

服従し、其領地皆以西把尼亞領と相成申候

<sup>11</sup> 一 蘇門答刺島の西北岸「アチーシ」 「地名」の酋長の領内にて、齋西里<sup>シリア</sup>垂船の乗組の者、其土人に荷物を奪ひ取られ、其上過酷の取扱に遇申候

右に就き二艘の拂郎<sup>フラン</sup>察軍船を同處に遣ハし、「アーチン」 「地名」の酋長より、右暴行の償を致させ、事相停申候

<sup>12</sup> 一 支那に於て騒乱起り申候、其魁長ハ韃靼より追放されたる一族の後裔「チンテ」 「人名」と申者にて□□□ 「廣西なるへし」にて、多くの堂類を集め、癘官軍を打破りし後、大軍を率いて廣東に迫り申候

<sup>13</sup> 一 十二月「嘉永四年十一月九日より十二月九日に至る」、以西把尼亞の女王を殺害致さんと企候者有之、右女王重き儀式ニ付、群臣の前に出座致し候節、一人の刺客、侍衛<sup>侍衛</sup>を押し退け進み入り、劍を以て女王の腕を刺し透し申候、創ハ深く候ひしが危険の創には無御座、最早大抵全快に至り候ほとに御座候

<sup>14</sup> 一 北亞墨利加合衆國より奪略の免許を受けて差出せし二隊の軍船、以西把尼亞の屬島饒<sup>ジャバ</sup>の古巴「南北亞墨利加の間」 「ウェストインデー」島の名」を襲ひ申候、其企ハ此島を自立の地と為さんとし、且ツ島人も自立の望ありと訴り唱へ、実は以西把尼亞の官廳并古巴「島名」の土人より利益を得んと欲する事と相見へ申候

\* 與西譯稍異

然れども、以西把尼亞の道理正しく、且ツ土人も國政の变革を望

まざるに由りて、右の兵を容易に打退け申候

最初軍隊に與ミせし者は免ざるゝと雖、又再び騒動を起せし者は厳しく取押へられ、敵對して下さる者ハ捕へて死罪に行ハれ申候

右の事件に就て、以西把尼亞と北亞墨利加の所屬互に争論生ぜざ

りしは、亞墨利加官廳に於て、公ケに其企を斥け候故ニ御座候

一<sup>15</sup>魯西亜と「カウカシユス」「小亜細亜の北海の南に當る一帯の地

方の名」の山民の戦、今以て相止ミ不申候、其故は山國の地形險阻にして進入り難く、且山民の強勇なると、其勢の衆多なるとに

由て、已ムことを得ず大軍を用ひ、且ツ久く歳月を費し候事に御座候

然れども、魯西亜人は漸々に必勝の成算を行ふ、故に数年の後、

遂には此兇猛なる山民を服従せしめ、且ツ正しき政治に従ハしむる事となるは疑なかるべくと存せられ候

一<sup>16</sup>来年魯西亜國に於て國を有モつこと十年に及び候祝ヒの祭を致し

可申哉ニ御座候

一第五月一日「嘉永四年四月一日」、英吉利の首都に於て人工にて製したる物品の展觀場を開き候、右は昨年の風説書に委しく申上

置候

右展覽場の内には、萬國より程々の物品を集め置き、数千の人、來觀いたし候、一兩日の内に來觀する者、其数數萬人餘に及申候

第十月「嘉永四年九月七日より十月七日に至る」に至り、高官千人□□□嚴重に立合ひて、展觀場を閉ぢ申候

一<sup>17</sup>當年の末に於て英吉利と拂郎察の間の海峡底を通する「エレキト  
ロ、マグ子チセ」「機関の名」、合図を以て速に信を通する装置  
を成し申候

\* 此西譯稍異

其合図を為す大綱ハ、英吉利の里方にて二十四里「我九里平餘」、  
凡ソ八小時行の長サ

にして、二百頓「我五萬一千二百貫目」餘の重サに御座候、此英  
吉利と拂郎察の間に用ひたる合図によりて、一二分の間に、拂郎  
察の風聲英吉利首都に通し申候

一<sup>18</sup>英吉利と亞弗利加南方に住せる暴悪なる喝叭布刺支屬との合戦、

今以て止ミ申さず候、其夷人「カープロコニー」「喜望峰の英吉  
利領を云」を犯せし事は昨年申上候ことに御座候英吉利軍隊は、  
本國より送りし援兵を得て、其勢ヒ大に振ひ、數ニ勝利を得、敵  
の家富を多く奪ひ取ると雖、其國の廣大なると敵の挙動迅速なる  
とに由て、喝叭布刺人英吉利人境内に侵入し、或は深く其國中に  
入り来て奪掠を擅にし、人家を焼上すれども、守禦空なる處に於  
てはこれを討退くること成難く御座候

近頃の風説には、新たに英吉利より援兵の來るを待居候由、右候  
ハ、喝叭布刺を速に屈服せしめ、英吉利領靜謐に相成申へくと存  
居候容子ニ御座候

一<sup>19</sup>千八百四十八年「カルホルニー」にて金坑を見出せし如く、今年  
英吉利の領地「アウスタラリー」の南方の辺りに於て夥しく金坑

を見出候由、此を見分せし者の説に依れば、「カリホルニー」の金坑よりは尚夥しく金を出し候容子ニ御座候

右土人并に他國の人民夥しく金坑の地には入りこみ、金鉱を空出ホリクいたし申候、其中衆多の人々は、既に夥多の金額ネツカを採り得て自國に帰り申候

—20  
佛郎察國に於て千八百四十六年「嘉永元年」「オルレアンス」「故

の佛郎察國王の系統を云」系統の王を追ひ出せし以來國人制度の是非を相争ひ續ひて騒動止時なかりしに、此度又変革して千八百四十六年「嘉永元年」の変革せし制度に相反し候様相成申候

\* 與西譯不動

「ロデウェーキ、ナポレオン、ボナパルテ」「共和佛郎察宰相の名」、國人党を分けて和せず、騒動を引起し、自然に相軋りて國中疲弊を見嚴癘の政にあらされは、内地の争乱を鎮め太平を致すべからざるを察し、國を救ひ民を安するため、一箇の激烈なる處置を致し申候

此故を経て、熟練せし人々と謀を定め、且ツ軍兵の心吾に帰するを知り、名族大家の必ず己レを助くるを計りて法律を議する会合の席に於て、政官數人を召捕りて、佛郎察國境の外に放逐し、因て己レに敵對し、且己レの處置を妨ぐる悪徒の会合を除去り申候、是に於て「ボナパルテ」新に國政を布き行ふに由て、其成権前日に比すれ益々盛に成り動容を起こさんと欲する輩、其便宜に乏しく、國家を傾覆する策行ひ難く相成り申候

此変革を行ひしに、抗敵する者甚だ少く、殊に佛郎察の首都の□

—21  
□及び一二の州縣に於て、殺傷有之のみに御座候

今年亞爾日爾アフリカ「亞弗利加海岸の地」に鎮戍せる佛郎察兵隊の一部を發し、其内地に住棲せる「カベイレン」種族を征す、是れ佛郎察の所領及佛郎察に属せる地方を、毎度犯せるが故なり

此役佛郎察の兵勝利を得たり始メは「カベイレン」暫く防戦せしが、戦敗れて遂に随恭し、佛郎察の号令に従ひ申候

然れども、近日の通報にては佛郎察の兵地を引し後、又稍ヤ穩かならざる振舞に相見へ候旨ニ御座候

—22  
亞弗利加北岸の黒人種、佛郎察二三の人民を劫掠して慘毒に取扱

申候

—23  
此惡逆を行ひたるは、馬邏可酋長マロコの領地の者ともなれば、佛郎察より其罪を問へとも、馬邏可酋長服従せざれば、佛郎察より海軍を起し、二三の海岸都府を敵しく打潰して降伏せしめんと致し候凡ソ人間の財貨は平均に分取るべき道理なりといへる説を主張せる者ありしに、其説諸爾勿惹ソルムン垂にまて行ハレ、其地の卑賤なる者殊坑戸等これに加ハる者多し

然れども、此徒党の騒乱は瑣細の事なれば、兵威を以て取押へしに、速に静謐仕候

但し、張本人を召捕へ、多の徒党を遂散すのみにて人民落付き、心を改め候様相成候

—24  
獨逸國は、千八百四十八年「嘉永元年」同四十九年「嘉永二年」

に起れる騒乱を取鎮め、且第那瑪邏加と和睦せしより、已來國中  
畧和平相成申候

但し、處々の逆徒猶再ヒ乱を起さんと謀り候得とも、列道に従ふ  
者益々多く、且騒乱を取押へし已來ハ、各徒の威勢盛になり、逆  
徒等の陰謀も今は憂ふるに足らざる様相成申候

獨逸の各國一統、騒動を起す徒を嚴重に取押へ、耕作を勧め、怠  
惰を戒め、交易を励して、頽敗せる人々の生産を復し、貧人遊手  
の徒を減して不和の基を断ち、騒動の源を防がんと仕向ケ申候

—25  
意太里亞部内「オーステンレイキ」領は、「ロンバルデー」及  
「勿撈祭亞の一揆を取鎮めし已來、先ツ靜謐ニ相成申候、併しな  
から「ロムバルデー」勿撈祭亞を獨立に為さんと企し徒党の者共  
未タ全治まらず、程々隱謀を構へ、志を遂ケんと相働候容子ニ相  
聞へ候

—26  
「オーステンレイキ」よりは、此騒動を鎮めんと許多の軍兵を遣  
し置申候  
—27  
鍛而地泥亞と「オーステンレイキ」との和約已後 ハ、其中續て  
睦しく御座候

—28  
其餘意太里亞國中の諸藩、互ヒに平和に罷在候  
蕪厄私地峽轍道を造るの企より、阨日多の小王「アルバス、パッ  
カ」「小王の名」と度兒格の帝と確執相起申候

度兒帝の所存にては、阨日多は己レが領地なれば轍道を造るの一  
事はこれを許すも禁するも、其權固より□□在り、小王は我レを

君主と仰ぎ、此事の免許を伺ヒ出べしといふに、小王は其意に  
隨ハざりしかば、他國の諸王より雙方を慰めて後、「アルバス、  
パッカ」より轍道免許の事を伺ひ出でしに、度兒格帝早速これを  
許し候

\* 兩譯不全同

—29  
元來、此轍道は歐羅巴より印度へ陸路を通行する旅客及諸貨物運  
送の為に設くる所なれば、此挙一たひ成就せば、遠國の通路便捷  
となり申へ候

—29  
「サンドキス島の王名は、「カメハメハ」一世と拂郎察政官と確  
執の事起り候、是れ拂郎察より積込候飲料の租税、英吉利に比す  
れば過多なるを以て、拂郎察人嘆訴せし故に御座候

\* 飲料崎譯作飲食

但し、此事は雙方堪へ合、和睦仕候

—30  
墨是可は、二三年來外景靜謐に見へしが、近頃騒動差起り、此合  
衆國も殆ト滅亡せんとするほどに御座候

\* 兩訳不同

其数十の州群一揆充滿し、騒動大方ならず取押へ、殊の外難渋な  
りしが、辛ふして鎮靜に及び、今は全く和平に相成申候

—31  
「カリホルニア」は、續ひて人々其地に至らんと欲する□□御座  
候

金抗より掘り出す金數今以て故トの如くにして減することなく、  
續て数千人群集し、利益を得んと謀り申候

當年「嘉永四年」其首都「サン、タランシスコ」「案に「フランシスコ」の誤なるへし」又大火にて焼失仕候へども、已テに人家再び建揃ひ、大半は石造の家と相成申候、是れ已前の木造の家よりは火災に逢候こと少き故に御座候

此土の人民、今は金鑛を掘出し、且貿易を為すのミを以て生理とせず、耕作畜牧を産業となす者も御座候

一<sup>32</sup>合衆國より支那・印度・歐邏巴諸國と取結候交易、追日盛ニ相成申候

一<sup>33</sup>千八百五十二年第四月七日「嘉永五年閏二月十八日」、印度の和

蘭領總督の評議一決して、「デン、ヘール、「尊称」メーストル

「官名」イ、ハ、ドンケルキュルチウス」「人名」を、日本交易

商館總督「即新甲必丹を云」となし、「フ、セ、ローセ、」「即

旧甲必丹を云」に代らしむ、「ローセ」は兼て内願せし如く、首

尾よく退役申付られ候

一<sup>34</sup>此度申付られたる新交易總督は、故ト印度の和蘭領の上政廳の□

□を相務め候者ニ御座候

一<sup>35</sup>方今の記載に拠り候へハ、英吉利海軍の印度海支那海に在る者船  
数左の通ニ御座候

一リーニー船 一艘

一フレガット船 一艘

一コルヘット船 一艘

一ブリッキ船 四艘

一蒸気船 四艘

其餘東印度商館の諸用に備ふる船左の通ニ御座候

一ブリッキ船 四艘

一スクー子ル船 五艘

一蒸気船 大小三十一艘

以上の船に備へたる大砲の総數四百二十一門

和蘭海軍の印度海にある者左の通ニ御座候

一「プリンス、ヘンデリッキ、子ーデルランデン」「名号」フ

レガット船

海軍甲必丹「セ、フ、スタヘニスセ、デ、ブラウ」「人

名」支配

一「ハン、スペイキ」「名号」コルヘット船

海軍甲必丹「ペ、サウハーゲ」「人名」支配

一「ボレアス」「名号」コルヘット船

海軍甲必丹「バロン、コルロット、ド、エスキュー」

「人名」支配

一「子ハレンニア」「名号」コルヘット船

第一等海軍ロイテンナント「官名」イ、ハン、デル、ス

タラーテン「人名」支配

一「デ、ハイ」「名号」ブリッキ船

海軍甲必丹ロイテナント「官名」イ、フ、セ、ハン、

ローメル「人名」支配

一「セイフル」〔名号〕スクー子ル、ブリッキ船

第二等海軍ロイテナント〔官名〕ア、フ、シーデンビュ  
ルグ〔人名〕支配

一「ドルヒン」〔名号〕スクー子ルブリッキ船

第一等海軍ロイテナント〔官名〕ア、ア、ム、デ、ゲ  
プ〔人名〕支配

一「エグモンド」〔名号〕スクー子ル、ブリッキ船

第一等海軍ロイテナント〔官名〕セ、ペ、デ、ブラウ  
〔人名〕支配

一「バンカ」〔名号〕スクー子ル、ブリッキ船

第一等海軍ロイテナント〔官名〕ハ、ガラブベーキ、  
ハン、デル、ズース〔人名〕支配

一「バンタ」〔名号〕スクー子ル、ブリッキ船

第一等海軍「ロイテナント」〔官名〕「フ、ハンセン」  
〔人名〕支配

一「アムボン」〔名号〕スクー子ル、ブリッキ船

第一等海軍ロイテナント〔官名〕「ム、カサウキス」  
〔人名〕支配

一「スバロエア」〔名号〕スクー子ル、ブリッキ船

第一等海軍ロイテナント〔官名〕ア、ヨウテルス〔人  
名〕支配

一「パンダング」〔名号〕スクー子ル、ブリッキ船

第一等海軍ロイテナント〔官名〕ハ、ア、メイエル、

〔人名〕支配  
一「ピラデス」〔名号〕アドヒース、ブリッキ船

第一等海軍ロイテナント〔官名〕ル、ニコルソン〔人  
名〕支配

一「アルゴ」〔名号〕スクー子ル船

第一等海軍ロイテナント〔官名〕イ、ハン、マウリッキ  
〔人名〕支配

一「アルバ」〔名号〕スクー子ル船

第一等海軍ロイテナント〔官名〕ウ、イ、セ、リッデル  
ホイセン、ハン、カッテンデイケ〔人名〕支配

一「アルデウーノ」〔名号〕蒸気船

海軍甲必丹ロイテナント〔官名〕「ア、イ、フット」  
〔人名〕支配

一「メラピー」〔名号〕蒸気船

第一等海軍ロイテナント〔官名〕ハ、イ、ハン、マルデ  
グヘム〔人名〕支配

一「エトナ」〔名号〕蒸気船

第一等海軍ロイテナント〔官名〕「ハ、デ、カラムプ」  
〔人名〕支配

一「ヘシュヒウス」〔名号〕蒸気船

第一等海軍ロイテナント〔官名〕「イ、デ、ハーン」

「人名」支配

一「ヘクラ」[「名号」] 蒸気船

第一等海軍ロイテナント「官名」 「ペ、ア、ム、ハン、  
ヒンローベン」[「人名」] 支配

一「フーニキス」[「名号」] 蒸気船

第二等海軍ロイテナント「官名」 「イ、アンド」[「人名」]  
支配

一「シュリナーメ」[「名号」] 蒸気船

第一等海軍ロイテナント「官名」 「ハ、ベ、アルケンパ  
ウト、スコッケル」[「人名」] 支配

一「サマラング」[「名号」] 蒸気船

第一等海軍ロイテナント「官名」 「イ、イ、ウイセルス」  
「人名」 支配

一「ボル子ヲ」[「名号」] 蒸気船

第二等海軍ロイテナント「官名」 「フ、イ、セ、ハン、  
ゴルキユム」[「人名」] 支配

一「バターヒア」[「名号」] 蒸気船

第二等海軍ロイテナント「官名」 「イ、イ、ハン、デル、  
モーレン」[「人名」] 支配

一「セレベス」[「名号」] 蒸気船

一「オンリュスト」[「名号」] 蒸気船

一「チーバンナス」[「名号」] 蒸気船

一ルーイ、カノニールボート第十四号「案に櫓を備へたる打楯  
快船の義」

第二等海軍ロイテナント「官名」 「ア、ル、パルム」  
「人名」 支配

—<sup>36</sup>— 以西把尼亜海軍の数は詳に相知れ不申候

—<sup>37</sup>— 近頃風評仕候には、北亜墨利加合衆國政堂より船を仕出し、日本  
と交易を取結はんため、御當國江参り申べき由に御座候  
此一条に付左の通承ハリ候

合衆國より

日本帝へ使節差出し、伯理璽天徳「合衆國の國政総管」よりの書  
簡を奉り、且ツ日本の漂客を連参り候由ニ御座候

此使節ハ又北亜墨利加の民人交易のため、日本の一二の港へ出入  
するを許されん事を願ひ、且又相應なる港を以て、石炭の置場と  
為すの許を得て、「カリホルニア」と支那との間に往来する蒸気

船の用に備へんと欲し候由ニ御座候

—<sup>38</sup>— 北亜墨利加の軍船、當時支那海に繋り居候者左の通ニ御座候

一「シユスケハンナ」[「名号」] 軍用蒸気フレカッタ船 一艘  
但し指揮官「アウリック」支配

一「サラトガ」[「名号」] コルヘット船 一艘

一「プリモウト」[「名号」] コルヘット船 一艘

一「シント、マリス」[「名号」] コルヘット船 一艘

一「ハンダリア」[「名号」] コルヘット船 一艘

右の船は使節を江戸へ差送り申へき旨命せられ候由ニ御座候

近頃の風評にては、指揮官「アウリック」「人名」は右諸軍船の  
総督に御座候處、指揮官「ペルリ」「人名」と申者これと交代仕  
べく哉ニ承り申候、且又前文五艘の軍船の外、猶次の軍艦を増加  
致すべき由承り申候

一「ミスシッピ」「名号」蒸気船 一艘

掌旗甲比津比丹「官名」「ム、セ、クリユ子イ」支配

但し指揮官「ペルリ」は此船上ニ罷在候由

一「プリンセトウン」「名号」蒸気船 一艘

支揮官「シド子イ、スミット、セー」「人名」支配

一「ペルリ」「名号」ブリッキ船 一艘

海軍ロイテナント「官名」「ハイルハキス」「人名」支配

一「シュプリ」「名号」輜重船 一艘

海軍ロイテナント「官名」「アルチュル、シント、カラ

イル」「人名」支配

風評に抛り候得は、陸軍及攻城の諸具をも積込居候由ニ御座候  
但し、四月下旬「我か當三月上旬の頃を云か」より前には開帆仕  
まじく、多分は猶又延引仕へき哉ニ承り申候

日本交易総督「フレデリッキ、コル子リス、ローセ」

「イ、ハ、ドンケルキュルチウス」